

選挙活動と教職員

2009年8月 全日本教職員組合法制部

教職員の選挙活動の自由を 守るために



政治活動の自由、選挙活動の自由は、民主主義国家の主権者である国民にとって、最も重要な権利です。

ところが、現行の公職選挙法や公務員法のなかには、本来自由であるべき選挙活動に不当制限を加える条項があります。しかも、文部科学省などは、これら違憲の制限をさらに誇大に宣伝し教職員の選挙活動を妨害しようとしています。

現行法規によって、教職員にたいして“刑罰によって禁止”されているのは、公職選挙法137条の「児童・生徒及び学生に対する教育上の地位を利用」した運動だけです。また、ここで言う「教育上の地位利用」というのは、「担任・教科担

当の教員が、児童・生徒・学生に教育上不利益を与える可能性のある現在の教え子の保護者に投票依頼すること」と一般的には解釈されています。

この「教育上の地位利用」以外は、他の国民と同様に、私たちができる選挙活動は数多くあります。

選挙活動について



1、後援会への加入やカンパは自由

- ① 選挙闘争を前進させるために、地域や職場の「後援会」に入ることは自由です。
- ② 公務員は、政党・政治団体・候補者にたいする選挙カンパなどに、個人として任意に応ずることは自由です。

2、公示前のビラ配布は自由

- ① 政党や予定候補者の政策などに関する宣伝物は、公示前は自由に配布できます。
- ② 後援会員に配布するニュースや文書は、「部内資料」と明記して活用しましょう。

3、電話での支持の訴えは自由

「地位利用」にならない限り、電話での選挙活動は自由です。



4、親しい人に自筆の封書で依頼をしても「親書の秘密」によって守られます

知人・友人、親戚など親しい人に近況を知らせる便りのなかで、支持候補への投票と応援を依頼しても親書の秘密によって守られます。宣伝物を同封してもよいのですが、必ず自筆で封書にしましょう。

5、「個々面接」での投票依頼は自由

たまたまあった人や、他の用件で人を訪ねた際、投票や応援を頼むことを「個々面接」といい、これは適法にできる運動です。

禁止されている「戸別訪問」とは、①選挙に関し、②投票を得る目的で、③連続して、④相当多数の ⑤選挙人の居宅またはこれに準ずる場所を、⑥訪問する行為、という6つの要件があり、このどれかひとつを欠いても禁止行為にあたらないとされています。

路上、バス・電車のなか、商店などで友人・知人・親戚に出会ったとき、また、用事のついでに、投票を依頼しましょう。

また、政党・政見放送の視聴や、演説会への参加は自由ですので積極的にとりくみましょう。

組合活動と選挙の自由

選挙期間中の組合活動は…

① 選挙期間中、政党その他の政治団体は、演説会やポスターの掲示、ビラの頒布に一定の制限が加えられますが、労働組合の政治的活動にはなんら制限

をうけません。したがって「選挙活動」とならない教育要求などで宣伝、ビラ配布をおこなうことは自由です。

② 組合のとりくんでいる署名運動は、「選挙活動」に関する署名でないかぎり、街頭でも、各戸訪問でも自由です。

③ 職場新聞は「選挙活動（特定の政党・個人を予定候補者などと紹介したり、投票依頼するなど）」とならないよう工夫して積極的に活用する必要があります。